

浜松市介護老人福祉施設等物価高騰対策助成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、浜松市内（以下「市内」という。）で介護老人福祉施設等を運営する者（以下「事業者」という。）に対し、原油価格・物価高騰等の影響による食費の負担を軽減するため、予算の範囲内において浜松市介護老人福祉施設等物価高騰対策助成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護老人福祉施設等 浜松市から介護保険法第41条第1項、第42条の2第1項、第48条第1項第1号、第94条第1項及び第107条第1項の指定又は開設許可を受けた市内事業所及び施設のうち別表1のサービス種類に定めるサービスを提供する市内事業所及び施設をいう。
- (2) 事業実施 前号の指定又は開設許可を受け、浜松市の被保険者に対して介護サービスを提供し、介護給付費又は予防給付費（以下「介護給付費」という。）の請求を行っているものをいい、休止又は廃止をしている場合等を含まない。

(補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 市内で介護老人福祉施設等を運営する法人であること。
- (2) 令和7年4月1日時点で事業実施していること。（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで継続して事業実施していない介護老人福祉施設等は補助対象から除く。）
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) その他、市長が不適当と認めた者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(対象経費等及び補助金の額等)

第4条 食費に係る補助事業に係る対象経費、サービス種類及び対象者並びに対象日及び基準単価は別表1に定めるものとし、算定の対象期間は別表2に定めるものとする。対象経費の額は、対象者ごとに対象期間における対象日の延べ日数を、サービス種類に定めるサービスを提供した事業所又は施設ごとに合計した日数に2を乗じて得た日数に対し、基準単価を乗じて得た額の合計金額とする。

2 補助金の額は、対象経費の額に別表1に定める補助率を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請は、交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出するものとする。

- (1) 申請額算出内訳書（第2号様式）
- (2) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（給与所得者を雇用する法人のみ）
- (3) その他市長が定めるもの

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項を、交付の決定の条件とする。

- (1) 補助対象者は令和8年3月31日までの介護老人福祉施設等の事業継続が困難となった場合、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。また、当該介護老人福祉施設等に係る補助金は全額を返還しなければならない。
- (2) 補助対象者は補助金に関する報告及び立入調査について、市長から求められた場合には、それに応じなければならない。
- (3) 補助対象者は、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額を返還しなければならない。
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合
 - ウ 補助金の交付決定を取り消された場合
- (4) 補助対象者は規則に基づく市長の指示に従うこと。
- (5) 補助対象者は規則17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (6) 補助対象者が補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、当該補助対象者が他に交付を受ける補助金についてその交付を一時停止し、又は当該未納額との相殺をする場合がある。
- (7) 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、

10年間保管しておかなければならない。

- (8) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合には、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

(交付の決定)

第7条 市長は、第5条の規定に基づく交付申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の決定をする場合は、規則第7条第1項の規定により、補助金交付決定通知書（第3号様式）により事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査において、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、規則第7条第2項の規定により、速やかに補助金を交付しない旨を補助金交付却下通知書（第4号様式）により事業者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 前条第1項の規定により補助金交付決定通知書を受けた事業者が、申請の内容等を変更するときは、補助金変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、変更内容を審査し、補助金の変更交付の決定をするときは、補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（第8号様式）
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額を、補助事業者に対し、補助金交付確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 事業者は、前条第2項の規定により補助金交付確定通知書を受領した後、速やかに補助金交付請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(概算払の承認申請)

第 1 2 条 補助事業者は、規則第 1 6 条第 2 項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払承認申請書（第 1 1 号様式）を市長に提出することで概算払の申請をすることができる。

2 概算払申請する者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金変更承認申請書（第 5 号様式）
- (2) 申請額算出内訳書（第 2 号様式）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類。

（概算払の承認）

第 1 3 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金概算払承認通知書（第 1 2 号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の概算払の額は、交付すべき補助金の額の 1 0 0 分の 5 0 以内とする。

（概算払の請求手続）

第 1 4 条 補助事業者は、前条による補助金概算払承認通知書の交付を受けたときは、概算払請求書（第 1 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 1 5 条 市長は、第 1 1 条の請求書が提出された場合には補助金を交付するものとする。

（決定の取り消し）

第 1 6 条 市長は、事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定等を受けたとき。
- (2) 第 3 条の要件を備えていないことが判明したとき。
- (3) 第 6 条の条件に反したとき。
- (4) その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとし、補助金交付決定取消通知及び返還命令書（第 1 4 号様式）を送付するものとする。

（加算金及び遅延損害金）

第 1 7 条 事業者は、前条第 2 項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第 1 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第 1 8 条の 2 第 4 項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和4年度中の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月2日から施行し、令和4年度中の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行し、令和5年度中の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行し、令和5年度中の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年2月27日から施行し、令和5年度及び令和6年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月30日から施行し、令和6年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月4日から施行し、令和6年度の補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年9月13日から施行し、令和6年度の補助金に適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年6月3日から施行し、令和7年度中の補助金に適用する。

別表 1

対象経費	サービス種類	対象者	対象日	基準単価	補助率
食費	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設 短期入所生活介護 短期入所療養介護	対象施設の入所者のうち、介護保険法第五十一条の三における特定入所者介護サービス費の対象となる特定入所者及び介護保険法第六十一条の三における特定入所者介護予防サービス費の対象となる特定入所者	特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費のうち、食費の支給対象日	対象者 1 人 当たり 1 日 2 5 9 円	1/2

別表 2

対象期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日まで

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

事業者 名称

代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

補助金交付申請書

浜松市介護老人福祉施設等物価高騰対策助成事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

円

2 市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）

☐ 浜松市介護老人福祉施設等物価高騰対策助成事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付事業者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。

3 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

☐ 浜松市介護老人福祉施設等物価高騰対策助成事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

（1）次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- ・暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- ・暴力団員等と密接な関係を有する者
- ・上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

（2）浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

添付書類

- (1) 申請額算出内訳書（第2号様式）
- (2) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（給与所得者を雇用する法人のみ）
- (3) その他市長が定めるもの

第2号様式（第5条関係）

申請額算出内訳書

施設名	サービス種類	対象者の被保険者番号	対象者の保険者	対象日の日 ※１ (A)	(A) × 2 (B) ※２	申請額※３
合計						

1枚で書ききれない場合は、この用紙を複数使用し最後の用紙の合計欄に申請額を記載してください。

※1 令和7年4月1日から令和7年9月30日までの間の食費の支給対象日の合計日数を記載してください。

※2 (B) は、(A) に 2 を乗じた値を記載してください。

※3 申請額は、(B) に補助単価及び補助率を乗じた額（1 円未満切り捨て）を記載してください。

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市介護老人福祉施設等物価高騰対策助成事業費補助金について、下記のとおり決定します。

記

1 決定の内容

金額 円

2 交付の条件

- (1) 令和8年3月31日までの事業継続が困難となった場合、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。また、当該介護老人福祉施設等に係る補助金は全額を返還しなければならない。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、浜松市から求められた場合には、それに応じなければならない。
- (3) 市長は、交付した補助金について、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額の返還を請求することとする。
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合
 - ウ 補助金の交付決定を取り消された場合
- (4) 規則に基づく市長の指示に従うこと。
- (5) 規則17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (6) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (7) 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかななければならない。
- (8) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付却下通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市介護老人福祉施設等物価高騰
対策助成事業費補助金について、補助の交付をしないこととしましたので通知し
ます。

第5号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

事業者 名称

代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

補助金変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業について変更したいので、関係書類を添えて申請します。

変更前 交 付 決 定 額 円

変更後 変更承認申請額 円

添付書類

（1）申請額算出内訳書（第2号様式）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって補助金の交付を決定した、浜松市介護老人福祉施設等物価高騰対策助成事業費補助金交付決定額を下記のとおり変更したので通知します。

記

1 決定の内容

金額 円

2 交付の条件

- (1) 令和8年3月31日までの事業継続が困難となった場合、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。また、当該介護老人福祉施設等に係る補助金は全額を返還しなければならない。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、浜松市から求められた場合には、それに応じなければならない。
- (3) 市長は、交付した補助金について、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額の返還を請求することとする。
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合
 - ウ 補助金の交付決定を取り消された場合
- (4) 規則に基づく市長の指示に従うこと。
- (5) 規則17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (6) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (7) 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかななければならない。

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

名 称

代表者

（署名又は記名押印をしてください。）

実績報告書

このことについて、 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた浜松市介護老人福祉施設等物価高騰対策助成事業が完了したので報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 確定を受けたい額 金 円

（添付書類）

- （1）別紙「事業実施報告書」（第8号様式）のとおり
- （2）その他市長が必要と認めるもの

第 8 号様式（第 9 条関係）

事業実施報告書

事業者名称

施設名	サービス種類	対象者の被保険者番号	対象日の日数 ^{※1} (A)	(A) × 2 (B) ^{※2}

1 枚で書ききれない場合は、この用紙を複数使用してください。

※1 令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日までの間の食費の支給対象日の合計日数を記載してください。

※2 (B) は、(A) に 2 を乗じた値を記載してください。

第9号様式（第10条関係）

浜健介第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付確定通知書

年 月 日付けにて実績報告書が提出されました浜松市介護老人福祉施設等物価高騰対策助成事業費補助金について審査した結果、補助金交付額を下記のとおり確定します。

記

1 交付確定額 金 円

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

請求者 名称

代表者氏名

補助金交付請求書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付確定を受けた
浜松市介護老人福祉施設等物価高騰対策助成事業費補助金について、下記のとおり請求しま
す。

記

1 金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協	営業本部 本店 支店 出張所
口座種別	普 通 ・ 当 座 ・ そ の 他	
口座番号		
口座名義（カナ）		

第 1 2 号様式（第 1 3 条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金概算払承認通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市介護老人福祉施設等物価高騰対策助
成事業費補助金の補助金概算払承認申請について、下記のとおり通知します。

記

1 決定の内容

金額 円

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

請求者 名称

代表者氏名

概算払請求書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の概算払による承認
決定を受けた浜松市介護老人福祉施設等物価高騰対策助成事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協 営業本部 本店 支店 出張所
口座種別	普 通 ・ 当 座 ・ そ の 他
口座番号	
口座名義（カナ）	

第14号様式（第16条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付決定取消通知及び返還命令書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定した浜松市介護老人福祉施設等物価高騰対策助成事業費補助金について、交付決定の全部又は一部を取り消し、次のとおり返還を命ずる。

記

交付決定額 円

交付年月日 年 月 日

取消額 円

返還金額 円

返還期限 年 月 日

取消・返還を命ずる理由